⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Planning Team, Design Department, East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency, 18th Floor, Shinjuku Island Tower Building, 6―5―1 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo, 163―1382 TEL : 03―5323―2731

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

（仮称）港南一丁目地区施設等建築物基本設計等業務（設計等業務における協定型一括入札方式に準じた方式）に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年４月19日

独立行政法人都市再生機構

東日本賃貸住宅本部　本部長　望月　常弥

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

○第２号

１　業務概要

⑴　業務名称　（仮称）港南一丁目地区施設等建築物基本設計等業務（設計等業務における協定型一括入札に準じた方式）

⑵　当初業務

業務名称　（仮称）港南一丁目地区施設等建築物基本設計その他業務（その１）

業務内容　基本設計その他（詳細は仕様書（別添６）のとおり）

履行期限　契約締結日の翌日から平成25年３月31日

⑶　契約予定業務⑴

業務名称　（仮称）港南一丁目地区施設等建築物基本設計その他業務（その２）

業務内容　目標工事費算定用図面作成及び工事費積算その他（詳細は仕様書（別添６）のとおり）

履行期限　平成25年４月１日から平成25年12月31日

⑷　契約予定業務⑵

業務名称　（仮称）港南一丁目地区施設等建築物基本設計その他業務（その３）

業務内容　設計監修（詳細は仕様書（別添６）のとおり）

履行期限　平成26年１月１日から平成30年３月31日

２　申請の時期　平成24年４月19日から平成24年５月１日までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし正午から午後１時の間は除く）まで。）

なお、平成24年５月１日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時までにおいても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「設計共同体としての競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成24年４月19日から（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く））、設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

交付場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　総務部契約チーム　電話03―5323―2586

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（下記４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所　⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月29日官報（政府調達第204号）公示）５の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　資格　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

・構成員は、次の①から⑤の条件をすべて満たしていること。また、⑤の条件については設計共同体の代表者が満たしていること。

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

②　当機構の関東地区における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること。

③　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

④　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑤　以下に示す「同種」又は「類似」業務について、平成14年度以降において元請として受注し、完了した実績を１件以上有すること。ただし、共同企業体であった場合は、原則として出資比率が50%以上のものとする。

同種業務　下記「評価対象業務」のうち、「Ⅰ」及び「Ⅳ」の業務

類似業務　下記「評価対象業務」のうち、「Ⅱ」及び「Ⅳ」、又は「Ⅲ」及び「Ⅳ」の業務（評価対象業務は、施工中の建築物も含めるものとする。また、「Ⅳ」は、「Ⅰ」又は「Ⅱ」又は「Ⅲ」と別業務でも可とする。）

【評価対象業務】

Ⅰ　高さ60ｍ以上かつ、延床面積20,000㎡以上の、事務所と共同住宅等の複合建築物に関する建築設計業務（「共同住宅等」にはホテルを含む。）

Ⅱ　高さ60m以上の事務所建築物に関する建築設計業務（他用途との複合建築物の場合は、床面積の50%以上が事務所であるものに限る。）

Ⅲ　高さ60m以上の共同住宅に関する建築設計業務（他用途との複合建築物の場合は、床面積の50%以上が共同住宅であるものに限る。）

Ⅳ　東京都の総合設計制度にかかる建築設計業務（「東京都総合設計許可要綱」の許可を受けた事業の建築設計業務をいう。）

⑵　業務形態

①　構成員の業務分担が、業務の内容により本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、本業務に係る計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体協定書　設計共同体協定書は、３⑴の申請書と共に交付する「設計共同体協定書等作成の手引き」及び「建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」（平16.7.1付34―14）別紙に従い作成すること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い　４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。